ブタクロール	米	0.01ppm
	魚介類	0.2ppm
［略］		
フラメトピル	［略］	［略］
プラレトリン	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.2ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
［略］		

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ブタクロール	米	0.1ppm
	魚介類	0.2ppm
［略］		
フラメトピル［項を加える。］	［略］	［略］
［略］		

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、とうもろこし、大豆、ばれいしょ、てんさい、だいこん類の根、はくさい、レタス、その他のせり科野菜、すいか（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するエトフェンプロックスの量の限度、米、ばれいしょ、てんさい、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、エンダイブ、ねぎ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、かぼちゃ、しろうり、オレンジ、グレープフルーツ、日本なし、西洋なし、マルメロ、あんず、うめ、いちご、その他のベリー類果実及びその他のスパイスに残留するスピネトラムの量の限度並びに米に残留するブタクロールの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。